

○洞爺湖町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例

平成18年3月27日

条例第90号

(目的)

第1条 [この条例](#)は、重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童に対し、医療費の一部を助成することによって保健の向上に資するとともに福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 [この条例](#)において「重度心身障害者」とは、[次の各号](#)のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者身障手帳(以下「身障手帳」という。)の交付を受けた者(以下「身体障害者」という。)であって、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に掲げる1級、2級及び3級(心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害に限る。)に該当する者
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所(以下「児童相談所」という。)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。)第6条第1項に規定する精神保健福祉センター又は精神科を標ぼうする医療機関の医師において重度の知的障害(知能指数がおおむね35以下又は肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有する者については知能指数がおおむね50以下であって、日常生活において介護を必要とする者)と判定され、又は診断された者
- (3) 精神保健福祉法第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳(以下「精神保健手帳」という。)の交付を受けた者(以下「精神障害者」という。)であって、精神保健福祉法施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に掲げる1級に該当する者

2 [この条例](#)において「ひとり親家庭等の母又は父及び児童」の「母」、「父」及び「児童」とは、[次の各号](#)に該当する者をいう。

- (1) 「母」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子であって、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けていない者のうち、次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 18歳に達した日の属する年度の末日までの間にある者を扶養又は養育している者
 - イ 18歳に達した日の属する年度の末日の翌日から20歳に達した日の属する月の末日までの間にある者を扶養している者
- (2) 「父」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子であって、[前号](#)のいずれかに該当する者
- (3) 「児童」とは、次のいずれかに該当する者であること。
 - ア ひとり親家庭の母又は父に現に扶養され、若しくは養育され、又は両親の死亡、行方不明等により他の家庭で現に扶養されている18歳に達した日の属する年度の末日までの間にある者(引き続いて特別支援学校の高等部(専攻科を除く。)に在学する者にあつては在学する期間を含む。)
 - イ ひとり親家庭の母又は父に現に扶養され、又は両親の死亡、行方不明等により他の家庭で現に扶養されている18歳に達した日の属する年度の末日の翌日から20歳に達した日の属する月の末日までの間にある者

3 [この条例](#)において「医療保険各法」とは、[次の各号](#)のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- (3) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
- (4) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
- (5) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
- (6) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。)

4 [この条例](#)において「医療費」とは、対象者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額(その者が医療保険各法による被保険者(健康保険法第3条第2項に規定する日雇特例被保険者を含む。以下同じ。))若しくは組合員であるときは、当該医療保険各法による療養の給付を受けた場合の当該療養の給付の額から当該療養に関する当該医療保険各法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。)と当該疾病又は負傷について他の法令等の規定により、国又は地方公共団体等の負担による医療に関する給付が行われた場合における当該給付の額とを合算した額が当該医療に要する費用に満たないときのその満たない額をいう。

5 [この条例](#)において「付加給付」とは、医療保険各法の規定により被保険者若しくは組合員の一部負担金に相当する額の範囲内において付加給付されるもの又は医療保険各法の被扶養者の医療費のうち当該各法の規定により付加給付されるものをいう。ただし、国民健康保険法第43条第1項の規定により、一部負担金の割合を減じられている場合には、当該減じられた割合に相当する額をいう。

6 [この条例](#)において「基本利用料」とは、高確法第78条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に同法第67条第1項第1号に定める割合を乗じて得た額をいう。

7 [この条例](#)において「食事療養標準負担額」とは、健康保険法第85条第2項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。

8 [第4条](#)に定める「一部負担金」とは、規則で定める一部負担金をいう。

9 [この条例](#)において「生活療養標準負担額」とは、健康保険法第85条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。

(平18条例164・平19条例12・平20条例3・平20条例24・平22条例8・平26条例19・一部改正)

(助成の対象)

第3条 町長は、医療保険各法による被保険者若しくは組合員又は被扶養者である重度心身障害者並びにひとり親家庭の母又は父及び児童であつて、[次の各号](#)のいずれにも該当しない者に対し、当該重度心身障害者並びにひとり親家庭の母又は父及び児童に係る疾病及び負傷の医療に関する経費(重度心身障害者のうち精神障害者にあつては、入院に係るものを除き、ひとり親家庭等の母又は父にあつては、入院及び指定訪問看護に係るものに限る。)について助成する。

- (1) 生活保護法による保護を受けている者
- (2) 児童福祉法第27条第1項第3号に規定する措置により、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所している者
- (3) 重度心身障害者で、次のいずれかに該当する者(満15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者(以下「満15歳までの者」という。))は、除く。)

ア 所得の額が、[洞爺湖町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則\(平成18年洞爺湖町規則第51号。以下「規則」という。\)](#)で定める額以上であること。

イ 重度心身障害者の生計を主として維持する配偶者又は民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者(以下「扶養義務者」という。)の所得の額が、[規則](#)で定める額以上であること。

ウ 65歳以上で高確法の規定による医療を受けていない者、又は、同法の規定による医療を受けている場合においては、[規則第2条第1号](#)及び高確法第67条第1項第2号に掲げる者以外の者

エ 医療保険各法において高確法の医療給付と同等の給付が受けられる者については当該医療を受けることができる間

- (4) ひとり親家庭等の母又は父及び児童で、次のいずれかに該当する者(満15歳までの者は、除く。)

ア ひとり親家庭等の母又は父の所得の額が、[規則](#)で定める額以上であること。

イ ひとり親家庭等の母又は父の生計を主として維持する扶養義務者の所得の額が、[規則](#)で定める額以上であること。

ウ 両親の死亡、行方不明等により他の家庭で現に扶養されている児童の養育者(以下「養育者」という。)の所得の額が、[規則](#)で定める額以上であること。

エ 養育者の生計を主として維持する配偶者又は扶養義務者の所得の額が、[規則](#)で定める額以上であること。

(平18条例164・平20条例3・平20条例24・平21条例12・平24条例8・平27条例9・一部改正)

(助成の額)

第4条 医療に関する経費の助成の額は、医療費から受給者が負担すべき一部負担金及び基本利用料並びに食事療養標準負担額、生活療養標準負担額及び付加給付の額を控除して得た額とする。ただし、満15歳までの者にあつては、一部負担金及び基本利用料は控除しないものとする。

- 2 町長は、[第2条第6項](#)に規定する基本利用料の額が[規則](#)で定めるところにより算定した額を超えるときは、その超える額を助成することができる。

(平18条例164・平27条例9・一部改正)

(受給者証の交付申請)

第5条 医療に関する経費の助成を受けようとする者は、[規則](#)で定めるところにより申請書を町長に提出するものとする。

(受給者の決定等)

第6条 町長は、[前条](#)の申請書を受理したときは、その内容を審査し、医療に関する経費を助成すべきものと認めたときは、その助成の決定をするものとする。

- 2 町長は、[前項](#)の規定により助成を決定したときは、当該医療に関する経費の助成を申請した者に対し、医療費受給者証(以下「受給者証」という。)を交付するものとする。

(受療の手続)

第7条 受給者証の交付を受けた者(以下「受給者」という。)は、医療保険各法に規定する保険医療機関又は保険薬局(以下「保険医療機関等」という。)で医療を受けようとするときは、保険医療機関等に組合員証又は被保険者証に受給者証を提示するものとする。

(平20条例3・一部改正)

(助成の方法)

第8条 医療に関する経費の助成は、町長がその額を保険医療機関等に支払うことにより行うものとする。

- 2 町長は、特に必要であると認めたときは、[前項](#)の規定にかかわらず助成する額を受給者に支給することにより行うことができる。

(届出の義務)

第9条 受給者は、[次の各号](#)のいずれかに該当するに至ったときは、その旨を速やかに町長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所等を変更したとき。
- (2) [第3条](#)の規定に該当しなくなったとき。

(助成の終了)

第10条 町長は、受給資格が[次の各号](#)のいずれかに該当するに至った日の翌日から、[この条例](#)による医療に関する経費の助成を行わないものとする。

- (1) [第3条](#)の規定に該当しなくなったとき。
- (2) 死亡したとき。

(損害賠償との調整)

第11条 町長は、受給者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において助成額の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した額に相当する金額を返還させることができる。

(助成金の返還)

第12条 町長は、偽りその他不正の手段により助成を受けた者があるときは、当該助成を受けた者又はその保護者から当該助成金額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第13条 [この条例](#)の施行に関し必要な事項は、[規則](#)で定める。

附 則

(施行期日)

1 [この条例](#)は、平成18年3月27日から施行する。

(経過措置)

2 [この条例](#)の施行の日の前日までに、合併前の虻田町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(昭和48年虻田町条例第20号)又は洞爺村重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成6年洞爺村条例第20号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれ[この条例](#)の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年9月20日条例第164号)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成19年3月7日条例第12号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月7日条例第3号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年6月17日条例第24号)

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成21年3月9日条例第12号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月5日条例第8号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月6日条例第8号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年12月18日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月9日条例第9号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成27年8月1日から施行する。